

見附市訓令第4号

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月14日

見附市長 稲田 亮

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を改正する規程

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程（平成16年見附市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

区分	勤務成績	成績率	
		6月	12月
定年前再任用	5の職員	100分の124.75以下	100分の124.75以下
短時間勤務職員及び会計年度任用職員以外の職員	4の職員	100分の114.75以下	100分の114.75以下
	3の職員	100分の104.75	100分の104.75
	2の職員	100分の94.75	100分の94.75
	1の職員	100分の84.75	100分の84.75
定年前再任用	3の職員	100分の60	100分の60
短時間勤務職員	2の職員	100分の52.5	100分の52.5
	1の職員	100分の45	100分の45
会計年度任用職員	3の職員	100分の60	100分の60
	2の職員	100分の52.5	100分の52.5
	1の職員	100分の45	100分の45

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。